

第22回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 令和2年7月28日（火）13：30～13：35

2. 場 所 中央合同庁舎第8号館6階623会議室

3. 出席者 内閣府原子力委員会
岡委員長、佐野委員、中西委員
内閣府原子力政策担当室
江崎審議官、竹内参事官、下村補佐

4. 議 題

- (1) 日本原料研究開発機構原子力科学研究所の原子炉設置変更許可について（答申）
- (2) その他

5. 審議事項

（岡委員長）それでは時間になりましたので、ただいまから第22回原子力委員会を開催いたします。

本日の議題ですが、一つ目が日本原料研究開発機構原子力科学研究所の原子炉設置変更許可について（答申）。二つ目が、その他です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

（竹内参事官）それでは議題1でございます。日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の設置変更許可の答申でございます。これにつきましては、事務局の方より御説明の方をお願いいたします。

（下村補佐）それでは説明させていただきます。

日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉設置変更許可について、答申案でございます。

本件申請は、先日、原子力規制庁の方からも説明がございましたとおり、TCA施設の廃止に伴い、TCA施設で保管、貯蔵していた使用済燃料について、STACY施設で保管、貯蔵するためにSTACY施設に貯蔵設備を設けるとともに、当該使用済燃料の処分の方法

を明記するといった内容のものでございます。

では、答申案を読み上げさせていただきます。

令和2年7月8日付け原規規発第2007086号をもって意見照会のあった標記の件に係る原子炉等規制法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおりである。

めくっていただきまして、別紙でございます。

本件申請については、STACY施設の使用の目的（臨界基礎データの取得及び核燃料サイクル施設の臨界安全データベースの確立というもの）を変更するものではないこと。TCA施設の使用済燃料については、国内または我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の組織に再処理を委託又は引取りを依頼して引き渡すとともに、引渡しまでの間は、STACY施設の核燃料物質貯蔵施設において貯蔵することとしていること等の諸点については、その妥当性が確認されていること、加えて我が国では同原子炉も対象に含めた保障措置活動を通じて、国内の全ての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論をIAEAから得ていること、また本件に関して得られた全ての情報を総合的に検討した結果から、当該試験研究用等原子炉が平和目的以外に利用されるおそれがないものと認められる原子炉規制委員会の判断は妥当である。

以上でございます。

（岡委員長）ありがとうございます。それでは質疑を行います。

佐野委員からお願いします。

（佐野委員）ご説明ありがとうございます。

この変更によって、試験研究炉等が平和の目的以外に利用されるおそれがないと認められる原子力規制委員会の判断は妥当だということで宜しいと思います。

（岡委員長）中西先生、いかがでしょうか。

（中西委員）どうも御説明ありがとうございました。

私も異議ございません。これでよろしいかと思います。

（岡委員長）私も異議はありません。

それでは案のとおりするというところでよろしいでしょうか。

それでは案のとおり答申することといたします。

議題1は以上です。

議題2について事務局からお願いします。

(竹内参事官) 議題2でございます。今後の会議予定でございます。

次回原子力委員会の開催につきましては、8月4日13時半から、場所、8号館6階623会議室、議題は調整中で、後日、原子力委員会ホームページ等の開催案内をもってお知らせいたします。

(岡委員長) ありがとうございます。そのほか、委員から何か御発言ございますでしょうか。

それでは御発言がないようですので、これで本日の委員会は終わります。ありがとうございました。